

製造用原料品等の譲渡届

平成 年 月 日

税 関 長 殿

譲 渡 人

住 所

氏名 (名称及び代表権者の氏名)

(署 名)

譲 受 人

住 所

氏名 (名称及び代表権者の氏名)

(署 名)

関税の減免を受けた製造用原料品を下記のとおり譲渡したいので関税定率法施行令第 11 条の 2 (第 49 条) 関税暫定措置法施行令第 33 条の 10 の規定により届け出ます。

記

品 名	数 量	軽減又は免除を受けた 関税の額	輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 年 月 日	輸 入 許 可 書 番 号
当該貨物が置かれている場所					
譲渡先の名称及び所在地					
譲渡しようとする理由					

- (注) 1. 譲渡人及び譲受人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
2. この届出書は、2 通 (蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には 3 通) を譲渡しようとする前に製造用原料品等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に提出して下さい。
3. 関税暫定措置法施行令第 33 条の 10 の規定により届け出る場合の「軽減又は免除を受けた関税の額」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と関税暫定措置法第 9 条の 2 に規定する譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額となります。

(規格 A 4)